

議案第 6 8 号 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例

学校教育部教育指導課

1 提案する理由

「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議設置要綱」に基づき設置した「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議」を、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」と改め、教育委員会の附属機関として位置づけることを目的に条例とするものである。

附属機関となった協議会では、教育委員会から諮問された指針の策定等の議事に対し、協議会として答申することができる。

また、指針の策定後も、教職員による性暴力等が起こった際の教育委員会や学校の対応に対して指導・助言を行う機関としても位置付けており、教職員事故に係るアドバイザーとしての機能を有することができる。

さらに、各学校で取り組む教職員事故の未然防止に係る研修に対しても、指導・助言を行う。

2 施行年月日

公布の日から施行する。

担当

学校教育部教育指導課

電話 4 6 3 - 2 8 8 4